

2023年10月27日

総務大臣  
鈴木 淳司 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博

## 臨時・非常勤等職員の処遇改善、雇用安定に関する要請書

貴職の地方自治の発展にむけたご努力に敬意を表します。

さて、2020年4月の会計年度任用職員制度の開始から3年半あまりが経ちました。この間、地方共済組合法や地方公務員の育児休業法の改正など会計年度任用職員も含めた環境整備が進められてきました。

2023年5月には勤勉手当支給を可能とする「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、2024年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い6月9日に総務省から通知「地方自治法の一部を改正する法律の運用について」が発出され、「事務処理マニュアル」の改正が行われ、自治労としても各自治体における12月議会での条例化をめざし取り組みを進めているところです。

しかし依然として、一部の自治体では法の趣旨を曲解し、フルタイムとすべき標準的な業務量があるにも関わらず短時間で任用したり、賃金についても同一労働同一賃金の観点から多くの課題が残されたままとなっています。

また、年度末には再度の任用にあたって客観的な能力実証によらない雇止めに関する相談があり、当事者の雇用不安を払しょくすることはできていません。

会計年度任用職員を含めた臨時・非常勤等職員の雇用安定・処遇改善を進め、貴重な人材を確保することは、安定した公共サービスの提供に資するものであり、住民の行政への信頼に応えるものとなります。

以上のことを踏まえ、下記のとおり要求しますので、貴職の誠意ある回答をお願いいたします。（◎が重点課題）

### 記

1. 会計年度任用職員制度の適正化にむけて、以下の点について対応をはかること。
  - ◎（1）会計年度任用職員の勤務形態に関わらず、常勤職員に準じて勤勉手当を適切に支給するよう、自治体に対して示すこと。また、期末手当についても、常勤職員と同様の支給月数となるよう引き続き働きかけること。あわせてその対応状況についても調査を行うこと。
  - ◎（2）会計年度任用職員の給与については、職務給の原則、均衡・権衡の原則を踏まえ常勤職員との不合理な格差を解消するため引き続き働きかけること。

あわせて、本年5月2日に総務省から発出された「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取り扱いについて」を踏まえ、遡及改定した場合は常勤職員に準じた対応とするよう引き続き働きかけること。

◎ (3) フルタイムの「会計年度任用職員」を法律上、明確に位置づけたことを踏まえ、財政的な負担を回避するために、勤務時間の短縮や勤務日数の変更などの不適切な事例の改善にむけて、自治体に対して適切な助言を行うこと。

2. 恒常的な職については、「任期の定めのない常勤職員」の配置が基本であることから、その任用にあたっては、現に任用されている会計年度任用職員を含めた臨時・非常勤等職員の勤務実態、経験を考慮し、「任期の定めのない常勤職員」へ移行できるよう、自治体に対して働きかけること。

3. 会計年度任用職員の人件費に関する財源については地方財政計画に反映させるなど、その確保にむけて最大限の努力をはかること。

以上